

ないえ会 会報 No.16

2014年8月10日

- 支援区分について：萬 由美子
- ないえ福祉会 Q&A：事務局



「木菟」の好評メニュー 椎茸カツカレー

「障害程度区分」から「障害支援区分」に変更になりました

生活介護係長 萬 由美子

障害者程度区分は、平成26年4月1日に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の一部改正により、「障害程度区分」から「障害支援区分」に名称が変更されました。

従来の自立支援法では、介護保険制度をベースに考えられていたため、主に身体的介護に関する項目（起きられるか、歩けるか、服を着れるか、食事は取れるか、排泄は出来るか等）が中心でした。これが出来ない人は一次判定で区分が高くなり（サービス料が必要）、出来る人は区分が低くなります。知的障害者や精神障害者の場合、単に出来るか出来ないかを聞かれたら「できる」と答えられる項目が非常に多くなっていました。しかし、それでは支援が必要ないかという、そうではなく、出来るけど時間がかかる、自発的に行えない、症状が落ち着いているときは出来るけど調子が悪いと何も出来ない等ということも多くあります。そのため、コンピューターによる一次判定で低く判定される傾向があり、市町村の審査会による二次判定で区分が引き上げられる割合が高く、障害特性を反映出来ていないのではないかと、この課題が指摘されていました。このことから政府は、障害支援区分の認定が知的障害者及び精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう、判定式や調査項目等の見直しを行いました。新たな認定調査方法等は、平成26年4月1日以降に申請があったものから適用される事になります。

政府は、障害者総合支援法の施行後3年（平成28年4月）を目処に、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方などについて検討を加え、必要に応じて必要な対策を取ることとしています。

◎主な変更点について

- 知的障害者や精神障害者の特性を反映するため、調査項目が現在の106項目から80項目へ変更されました。
- 「できたりできなかつたりする場合」は、今までは「より頻回な状況」に基づく判断をしていましたが、見直しの結果「できない状況（支援が必要な状況）」で評価するよう判断基準が見直されました。
- 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断されるように

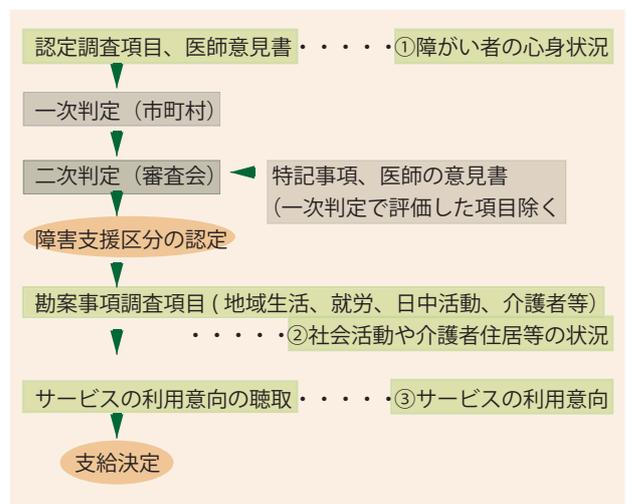
なり、日頃行っていない場合は、一連の行為を行う為に必要な運動機能や判断能力の有無、認識しているか等を踏まえて判断されるようになりました。

- 行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬の頻度を含めて判断されるようになりました。現在ないえ福祉会では区分判定のシミュレーションソフトを活用し、実際の認定調査が行われる前に、認定調査の判断基準の資料等を見ながら支援員がシミュレーションを行い、障害支援区分の考え方や方法について勉強をしている所です。保護者の方でも不安を感じている方が、多々いるのではないかと思います。何か聞いてみたいこと等がありましたら是非、施設や担当までご連絡を下さい。

◎手続きの方法

手続きの手順は以前と変更はありません。まず、認定調査項目（80項目）と医師意見書（24項目）から一次判定を行い、次に市町村審査会で一次判定の結果を原案として、「特記事項」「医師意見書」の内容を総合的に勘案した審査判定を行います（二次判定）。以上の手続きを経て、障害支援区分が認定されます。申請から支給決定までの流れを次の図で示しました。

申請から支給決定までの流れ



<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/sinnsakai-iinn-kennsyuu-shiryuu2.pdf> 一部割愛

ないえ福祉会 Q & A (1) すまっしゅについて

Q1 ～すまっしゅでは、椎茸以外にどんな作業をしていますか？

A1 ～就労継続支援B型では椎茸のほか、リサイクル作業として空き缶や新聞、雑誌等を回収し選別したり銅線作業を行っております。また、奈井江の道の駅内で喫茶みみずくで訓練作業を行っております。その他には6月～9月末頃まで期間限定ですが施設外支援を相手企業様と委託契約を結び作業させて頂いております。委託作業は「JA新すながわ」では、キュウリの花もぎ作業や選別が終わりカラになったコンテナを農家さんごとに分けたり、箱に入ったメロンを秀・優・良に選別されたものをコンテナに等級ごとに並べる作業、その他買い物カゴを洗う仕事があります。「砂川の瞳会」では写真1に示したトマトをベルトコンベアにのせ少しずつ流す供給という仕事やトマトの箱詰めなどがあります。



「住電精密株式会社」では検品作業で使う、中子の作成（プラスチックのボードに両面テープで段ボールを貼りつける作業）を行っております。

これらは、利用者さんの希望やできる作業内容に合わせてシフトを組んでいます。施設から出て働くという事は大変やりがいがあり人気の作業種です。毎日暑くて大変なお仕事ですが、頑張った分賃金として自分に戻ってきます。一般就労に向けて大変大切なお仕事とらえています。

Q2 ～作業予定表に“トマト”“役場”等書いているのですがどんな仕事があるのでしょうか？

A2 ～「トマト」は施設外支援の所で少し触れましたが、砂川瞳会での作業日を意味します。「役場」とは役場で一般就労している方の勤務日となります。

利用者さんの予定を把握する為に利用者予定表に色々な情報を載せています。予定表で他に質問があれば遠慮せずに担当にお聞き下さい。

Q3 ～すまっしゅ全体で何人の利用者が作業をして何人の職員がついているのですか？

A3 ～就労継続B型はハウスに17名、加工場17名の利用者さんに対し、職員約3～4名で作業提供及び支援を行なっています。みみずくでは利用者が3名で1名の職員がついています。その他に一般就労者が4名います。

就労移行支援は喫茶みみずくで1名、委託作業で1～2名ついています。シフト上で職員が2名いる時は一般就労されている利用者さん達が職場に定着できるよう職場回りを行っております。現在、就労移行のサービスを利用されていて一般就労されている方は5名です。

Q4 ～椎茸作業とはどんなことをしているのですか？

A4 ～椎茸作業は、椎茸の栽培・菌床管理を行なう「ハウス作業」と椎茸の加工・出荷を行なう「加工作業」の二つに分かれています。ハウス作業は椎茸を発生させ収穫を行っております。責任を持って作業に取り組めるよう、各棚を担当制にし、作業をして頂いております。写真2の収穫をするだけでなく1玉3kg近い菌床を運ぶ事もあるので体力が必要となる作業です。暑い日はとくに大変なので熱中症に気を付け作業をしています。



加工作業は椎茸を選別し飲食店（口福厨房、山小屋、松尾ジンギスカン、奈井江学校給食、病院等）や農協等に出荷をする為、写真3のように作業用の帽子やエプロン、手袋を着用し衛生面に配慮し清潔に商品をお客様にご提供できるよう細心の注意を払っています。



作業内容は椎茸の足きり、選別、計量、パック詰め、ラップ掛け、シール貼り等があります。二次加工品として、大変人気の乾燥椎茸を作っています。

編集後記

ないえ会報の発行を再開することができました。新しい広報部の打合せの中からQ&Aの企画が生まれました。このシリーズをしばらく続けたいと思います。質問などお寄せ願います。道家連では「絆事業」を始めました。空知の家族会連合会も事業を計画しています。これらにつきましてはそれぞれの会報をご覧いただきたいと存じます。